



当社がまとめた、 音声レベル運用規準（ラウドネス）について

10月1日から運用が開始されている「音声レベルの運用規準（ラウドネス）」についてCM、番組制作において重要な点をまとめてみました。

○音声レベルについて

- NAB技術規準T032「テレビ放送における音声レベルの運用規準」の規定を満たすものとします。

○ラウドネスとは

- ラウドネスとは人が感じる「音量感」を数値化したものであり、電気信号の大きさを測るVUメータでは、人の耳の周波数特性まで考慮されておらず、実際に人が感じる音量感とVUメータの測定値とは必ずしも一致しません。
- 同じ様なVU計の振れでも、音の周波数分布によっては聞こえ方が違い、（※耳の感度が高い2kHz～5kHzの成分が多いと音量は大きく感じます。）このラウドネス値を計測する事により番組、CM間の音量感のバラツキを無くす事が可能となります。

○測定方法

- ARIB TR-B32という規格に準拠したラウドネスメータを使い、番組・CMのラウドネス値を計測し、プログラム全体のラウドネス値を平均した値「平均ラウドネス値」を測定します。

●ラウドネス値の単位は「LKFS」といいます。

(Loudness K-weighting Full Scale)

●目標にする平均ラウドネス値（ターゲットラウドネス値）は、
-24.0±1.0 LKFS とします。

番組制作の場合、ターゲットラウドネス値は運用上の許容範囲として
±1.0 LKFS を設けてありますが、あくまでもターゲットラウドネス値を
目標として制作すべきであり、この許容範囲を見込んでの番組制作をし
てはいけないことになっています。

またCM制作に関しましては、上限-24.0LKFSとさせていただきます。

○適用開始について

●この規準は、2012年10月1日(月)以降に放送される全ての素材に適用
されています。

しかし、音声レベルの運用規準の円滑な適用を図るため、2013年3月31日
(日)までは「適応に際しての調整期間」として、次のような対応が行われます。

- ・ 音声レベルの運用規準の規定を満たさない（平均ラウドネス値
が-23.0 LKFS 以上）ものについては、広告主側からの要請を受けた
場合、テレビ社側で音声レベルの調整を行う。（テレビ社側が
直接、広告主側へ要請の確認を取る。）
- ・ 2012年9月30日(日)以前に放送が開始され、音声レベルの運用規準の規
定を満たさないものについても、上記と同様の措置を行う。

- ・ 上記2点について、広告主側からの要請がない場合は、不備素材として、改稿の必要あり。

そして2013年4月1日(月)以降は、音声レベルの運用規準の規定を満たさない搬入物はすべて不備素材とされ、改稿の必要がでてきます。

- 番組に関しては、調整期間でも規定値内での制作をお願い致します。

○平均ラウドネス値の記入について

- テープの記録表に、必ず平均ラウドネス値（小数点第一位）を記入する必要があります。（クレジットに記入する必要はありません）

- 記入は特記事項欄に記載、または、新たに記入欄を設け記載するようにお願いします。

- 平均ラウドネス値が -28.0 LKFS を下回る場合は、その理由も合わせて記入してください。

※例：演出意図により低めに制作してあります。

- ケースの添付書類にも平均ラウドネス値を記入してください。
調整期間中の特例として、記載が無い素材は、【広告主要請有り】と見なされ、音声レベル規準外の場合、テレビ社側で規準内に調整されます。

何か不明な点がございましたら音声技術部までお問い合わせください。

株式会社 スタジオ・ビーアンドエム

大阪府大阪市北区曾根崎新地 2-6-12 小学館ビル

TEL(06)6341-2285(代)・FAX(06)6348-1164